

国際生活機能分類(ICF)を基にした生活のしづらさ調査の網羅性について

○ 国立保健医療科学院 氏名 高橋 秀人 (008634)

大冢賀政昭 (国立保健医療科学院・006668)

重田史恵 (東洋大学, 筑波大学・007279)

キーワード: 根拠に基づく福祉(EBW), 生活のしづらさ調査, 生活機能分類(ICF)

1. 研究目的

ICFは国際的な指標であり、本邦においてICFを用いた指標の整備が求められることから、既存の社会統計において、ICFの概念がどこまでカバーされているのかを明らかにすることは重要である。本研究の目的は、生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査:以下「生活のしづらさ調査」)について、世界保健機関(WHO)が策定したICF(国際生活機能分類)の体系による分類(mapping)により、生活のしづらさ調査をICF項目の軸による網羅性に関する基礎的知見を得ることである。

2. 研究の視点および方法

(1)ICF(2001年度版)世界保健機構(WHO)により出版された *International Classification of Functioning, Disability and Health* (2001年)の日本語版を用いた。S軸:身体構造, B軸:心身機能, D軸:活動と参加, E軸:環境因子からなるL0(分類レベル)の計4項目, とL1(章レベル):「1 ケタ構造」1)S1~S8の8項目, 2)B1~B8の8項目, 3)D1~D9の9項目, 4)E1~E5の5項目, の計30項目を用いた。

(2)生活のしづらさ調査(平成28年)生活のしづらさ調査は問1~問39, 計499回答項目からなる調査である。本調査は障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的としている。全国約2,400国勢調査区(全国の0.024%)に居住する在宅の障害児・者等((障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳))所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者)を対象としている。(国勢調査101万調査区, 国民生活基礎調査大規模調査(簡易調査)では世帯票5530(1106)地区, 所得票2000(500)単位区)。

(3)本解析 生活のしづらさ調査の各質問項目(問1~問39, 計499回答項目)と、国際生活機能分類(ICF:以降ICF項目)の概念項目「s.身体構造」, 「b.心身機能」, 「d.活動と参加」, 「e.環境因子」について、まず、生活しづらさ調査の各項目について、ICF項目との類似性のある項目をL0(分類レベル)で抽出する。この抽出については、客観性を確保した手法がないので、主観的に実施する。これに関して、L0(分類レベル)の深さのICF項目のS軸「s.身体構造」, B軸「b.心身機能」, D軸「d.活動と参加」, E軸「e.環境因子」のそれぞれが、しづらさ調査の質問項目全499項目において関連するかの割合を各軸で求め、対応する項目の割合の大きさを各軸に表し図形化する(レーダーチャート)。この抽出を独立に二人の

研究者が行う。さらにパイロット的に、L1(章レベル)において、S軸「s.身体構造」、B軸「b.心身機能」、D軸「d.活動と参加」、E軸「e.環境因子」単位で同様に、しづらさ調査の質問項目全499項目において関連するかの割合をレーダーチャートとして記述する(S軸、B軸、D軸、E軸のそれぞれの軸ごとにレーダーチャートを作成する)。

3. 倫理的配慮

本研究には「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」第3適用範囲(1.適用される研究)ウ①「既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報」に記載される除外規定に該当するため、特に倫理審査を必要とするような「倫理的検討点」はないと考える。また他の倫理指針等にも該当しない。本研究は、研究の全過程、成果の公表において『日本社会福祉学会研究倫理指針』を順守する。

4. 研究結果

生活のしづらさ調査について、ICFの体系による分類(mapping)を行ったところ、生活のしづらさ調査の質問項目はICF項目のD軸、E軸による概念との親和性が高いことが示唆された。

5. 考察

これらの結果に対し、まず生活しづらさ調査は、その個人の社会との関わりがどの程度制限を受けているのかという「活動制限と参加制約(D項目)」と、そしてどのような条件があれば「社会との関わる」を達成できるかという「環境因子(E項目)」をメインに作成されているように思われる。これは、本調査対象者が主に在宅の障害児・者等であることに由来するのではないかと考える。

また「s.身体構造」、「b.心身機能」の割合が低かったのは、生活のしづらさ調査は、人体の部分的な物理的欠損に関わる身体構造、人体機能の物的な機能停止に関わる「心身機能」のような物理量は大きく扱っていないということで、質問項目の直観的な理解と同様の結果になっている。「環境因子(E項目)」の割合が高かったのは、本評価者らが調査項目の内容を広く解釈していたためことも要因として考えられる。このように、ICFの質問項目を「生活のしづらさ調査」の質問項目で代用できるかという点は、さらなる解析を行う必要がある。

文献

1. 厚生労働省、平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)の概要。 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisa_hukushi/shizurasa/h28.html (2019年4月9日 accessed)